

函館市と株式会社北海道イエロースターズとの 地域振興・スポーツ振興に関する連携協定書

函館市（以下「甲」という。）と株式会社北海道イエロースターズ（以下「乙」という。）は、乙が運営する男子バレーボールチーム（チーム名：北海道イエロースターズ）の活動において連携を進め、地域振興・スポーツ振興を図り、「スポーツ健康都市はこだて」実現に相互で協力していくとともに、バレーボールの競技振興、競技人口の裾野拡大を図るため、次のとおり協定を締結する。

（連携内容）

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について支援・協力する。

乙から甲へ

- 1 「函館市」名の積極的な露出による地域活性化への協力
- 2 試合会場での函館市の施策PR
- 3 函館市のイベントへの北海道イエロースターズ選手派遣等の積極協力
- 4 バレーボール教室開催等による地域のスポーツ振興
- 5 函館市の地域経済発展に関すること

甲から乙へ

- 6 北海道イエロースターズに関する積極的な広報活動の推進
- 7 「函館市」における北海道イエロースターズを応援する機運の醸成
- 8 ホームゲーム試合会場の確保と開催時の支援・協力
- 9 北海道イエロースターズによる、バレーボール教室開催等の支援・協力

その他、双方が協議し合意したこと

（連携の実施）

第2条 本協定に関わる相互協力に当たり、甲及び乙の間で詳細な取り決めが必要となる場合は、別途協議のうえ、覚書等を締結するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を行う上で、お互いが知り得た情報を、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管及び管理し、本協定の有効期間及び期間終了後においても、第三者に開示し、漏洩しないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は本協定締結の日から起算して1年とする。

- 1 前項による本協定の有効期間であっても、甲乙協議の上、本協定の内容を変更することができる。
- 2 協定期間満了の3月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項、または本協定の条項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年1月31日

函館市東雲町4番13号

函館市

函館市長 大泉 潤

札幌市中央区南20条西8丁目2番22号

株式会社北海道イエロースターズ

代表取締役 平野 龍一／三木 智弘

大泉 潤

平野 龍一